

令和4年2月定例会 企画財政委員会（急施議案）の概要

日時 令和4年2月24日（木） 開会 午後 2時50分
閉会 午後 3時48分

場所 第1委員会室

出席委員 細田善則委員長
千葉達也副委員長
小川直志委員、松澤正委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、
江原久美子委員、白根大輔委員、安藤友貴委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、中山貴洋政策・財務局長、
三須康男行政・デジタル改革局長、西村朗地域経営局長、
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第60号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）	原案可決

2 請願 なし

【付託議案に対する質疑】

小川委員

- 1 国の経済対策と連動して、今回補正予算で約204億円の県債を計上しており、これらは有利な県債だと説明を受けているが、一般的な県債と比べてどのような点が有利なのか。また、どのくらい有利なのか。
- 2 分担金及び負担金の額はどのように決まっているのか。決定に当たっては市町村と協議をして、市町村の理解を得ているのか。

財政課長

- 1 今回の補正予算については、国の経済対策に連動した形で計上しており、国も地方に対して手厚い財政措置をしている。当初予算では、例えば公共事業の場合、公共事業等債という地方債のメニューがあり、地方債を充当できるのは地方負担額の90%までとされている。今回の国の補正予算に伴う地方負担額には、その100%まで補正予算債という地方債を充当することができ、例えば国庫の補助率が2分の1であれば、残りの2分の1の地方負担額について県債が100%充当できるので、一般財源を持ち出さずに予算が組めるというメリットがある。どのくらい有利かについては、発行した県債について公共事業等債であれば地方負担額の20%が交付税措置されるが、補正予算債の場合は、発行額の50%が交付税措置されるため、当初に比べて手厚い財政措置となっている。
- 2 まず、土地改良区などの団体から徴収するものを分担金、市町村から徴収するものを負担金として歳入予算上整理している。それぞれ関係法令で定められており、分担率や負担率は国のガイドラインや通知などに基いて決定している。例えば、ほ場整備事業や農地防災事業の土地改良区からの分担金は、県で条例を定めており、これに基づき徴収している。分担額については国のガイドラインに基づき定めている。また、急傾斜地崩壊対策事業での市町村からの負担金では地方財政法に基づき県議会の議決で定めることとなっており、予算と合わせて議案を提出させていただいている。その中で負担率は事業費の5%又は20%となっている。市町村との協議については、地方財政法において市町村が負担すべき金額は当該市町村の意見を聞いて、県議会の議決を経て定めることとなっている。今回の補正予算第14号の提案に当たっては、各市町村においても予算を措置するものと各事業課から聞いている。

松澤委員

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しているが、今回の補正予算編成により、本県に配分されている地方創生臨時交付金の活用状況はどうなっているのか。
- 2 彩の国みどりの基金繰入金、シラコバト長寿社会福祉基金繰入金はこういった事業に充当されるのか。

財政課長

- 1 開会前時点における地方創生臨時交付金の活用可能額は、地方単独事業分が約199億円、事業者支援分はゼロとなっている。今回の補正予算第14号において、新型コロナ

ナウウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、地方単独事業分を約2.2億円、国の補助事業等の地方負担分として交付される補助裏分を約4.9億円、合わせて約7.1億円を活用している。また、本日追加提案させていただいた補正予算第15号による財源更正などにより、活用可能額が復元したため、令和3年度末の残高は約200億円と見込んでいる。この残高から令和4年度当初予算では、既に約157億円を活用しており、残りは約43億円という状況である。

- 2 彩の国みどりの基金繰入金については、森林の皆伐、再造林事業に活用している。当該事業は国の補助率が10分の3となっており、残りの10分の7の部分に基金を充当している。シラコバト長寿社会福祉基金については、今回の補正予算第14号において、国の経済対策に基づき、シラコバト長寿社会基金内の安心こども基金に積立てを行っているが、その一部を取り崩して市町村が実施する一時預かり事業に活用するものである。一時預かり事業の負担割合は、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1となっており、国負担の3分の1の部分基金繰入金となっている。

田村委員

小川委員の質疑に関連して、県債の発行について交付税で5割措置されると話があった。緊急防災・減災事業債では7割措置されるが、緊急防災・減災事業債が充てられる事業は今回なかったのか。

財政課長

先ほど補正予算債全般について例として申し上げたが、その中でも、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に伴う地方負担については、更に手厚くなっている。具体的には、先ほど申し上げた元利償還金の50%のほかに、残余の50%についても交付税算定上の単位費用でしっかり算定されることとなっており、制度的に地方の実質的な負担なしで活用できることとなっている。国としても、国土強靱化については力を入れており、県としてもこうした補助金については積極的に手を挙げて確保していく。

【付託議案に対する討論】

なし
